オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和８年 11 月 11 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長　松村　秀弦

1　調達内容

（１）調達件名　令和８年度虎ノ門マスターズビルに係る損害保険（３年間）

（２）調達品等の特質・数量等　仕様書による

（３）履行期間　仕様書による

（４）履行場所　仕様書による

（５）見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は見積もった契約希望金額を見積書に記載すること。

見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

2　参加資格

（１）独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当するものでないこと。

（２）当機構東日本地区において、令和７・８年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において業種区分「役務提供」の認定を受けていること。

※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは何ら関係ないため注意すること。

（３）公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

（４）暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずるものでないこと。

（５）本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書（機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約の合理化のための取組み→オープンカウンター方式（https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html）参照）等を承諾していること。

（６）保険業法（平成７年法律第 105 号）第３条第５項の損害保険業免許を受けている者であること。

（７）東京都に本支店・営業所等及び保険代理店があること。

（８）財産保険（オールリスク型特約、電気的機械的担保特約を含む。）の商品を保有していること。

（９）直近事業年度において、次のいずれかの格付け機関のうち１社以上から公示日の時点で保険金支払能力に関してＡ以上の格付けを受けている者であること。

株式会社日本格付研究所

ムーディーズ・ジャパン株式会社

ムーディーズＳＦジャパン株式会社

スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社

株式会社格付投資情報センター

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社

（10）直近事業年度におけるソルベンシー・マージン比率が 200%以上であること。

3　参加資格の確認について

（1） 本見積合せへの参加を希望する者は上記２（６）から（10）の参加資格を有することを証明するため、次に従い別記様式１「提出書類一覧」及び別記様式１に記載の資料を提出し、機構から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

① **提出期限：令和８年 11 月 17 日（火）16 時 00 分**

② 提出場所

〒163-1315　東京都新宿区西新宿６丁目５番１号　新宿アイランドタワー15 階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　アセット活用部活用企画課　施設経営班
電話　03-3347-0423

③ 提出方法：上記②に記載の提出場所への持参または電子メールにより提出すること。電子メールにより提出する場合、上記②へ提出した旨の電話をすること。提出先メールアドレスは以下のとおり。

提出先メールアドレス tosai-asset@ur-net.go.jp
※提出時の電子メールの件名に【11/11 オープンカウンター参加資格確認資料】と記載すること。
※提出時の電子メール本文中に、住所・会社名・業者登録番号・担当者氏名・連絡先電話番号を記載すること。

4　見積書の提出場所等

（1）見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒163-1315　東京都新宿区西新宿６丁目５番１号　新宿アイランドタワー15 階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　総務部経理課
電話　03-3347-0705

（2）見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限　**令和８年 11 月 18 日（火）　16 時 00 分**

②提出方法

（見積書に押印をする場合）

持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記（1）と同じ。

（見積書への押印を省略する場合）

同日同時刻必着の電子メールにより提出し、上記(1)へ提出した旨の電話をすること。提出先メールアドレスは以下のとおり。

専用電子メールアドレス tosai-keiri@ur-net.go.jp
※見積書送付時の電子メールの件名に【11/11 オープンカウンター見積書】と記載すること。
※見積書送付の電子メール本文中に、住所・会社名・業者登録番号・担当者氏名・連絡先電話番号を記載すること。

（3）見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。
※見積参加者の立会は求めない。

5　その他

（1）契約保証金　免除

（2）契約書作成の要否　要

保険契約の申込及び保険証券の発行をもって代える

（3）見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

（4）契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

（5）競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２（２）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４（２）により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出より前に当該資格審査に係る申請書を上記４（１）宛に提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

競争参加資格申請方法　https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/78buppin.pdf

（6）仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒163-1315　東京都新宿区西新宿６丁目５番１号　新宿アイランドタワー15 階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　アセット活用部活用企画課
電話　03-3347-0423

以　上

見積書記載例【見積書に押印する場合】

見　積　書

金　　円也

ただし、令和８年度虎ノ門マスターズビルに係る損害保険（３年間）

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和　　年　　月　　日

住所
会社名
代表者氏名　　印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

実印又は使用印
（使用印の場合使用印鑑届の提出があること）

当機構ホームページで公表されている
「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を下記に記載

登録番号							

見積書記載例【見積書の押印を省略する場合】

見　積　書

金　　円也

ただし、令和８年度虎ノ門マスターズビルに係る損害保険（3 年間）

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和　　年　　月　　日

住所
会社名
代表者氏名

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

連絡先は責任者と担当者で２以上記載することが望ましいが、１つしか無ければ１つでも可。

責任者情報欄

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：(株)〇〇〇　〇〇部　部長〇〇　〇〇

担　当　者（会社名・部署名・氏名）：(株)〇〇〇　〇〇部　〇〇　〇〇

連絡先（電話番号）１　：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先（電話番号）２　：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、１回線の記載も可。

当機構ホームページで公表されている
「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を下記に記載

登録番号							

【見積書（見積書に押印する場合）】

見　積　書

金　　円也

ただし、令和８年度虎ノ門マスターズビルに係る損害保険（３年間）

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和　　年　　月　　日

住所
会社名
代表者氏名　　印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

当機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を下記に記載

登録番号							

【見積書（見積書の押印を省略する場合)】

見　積　書

金　　円也

ただし、令和８年度虎ノ門マスターズビルに係る損害保険（３年間）

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和　　年　　月　　日

住所
会社名
代表者氏名

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担　当　者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号）１　：

連絡先（電話番号）２　：

当機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を下記に記載

登録番号							

（封筒見本）

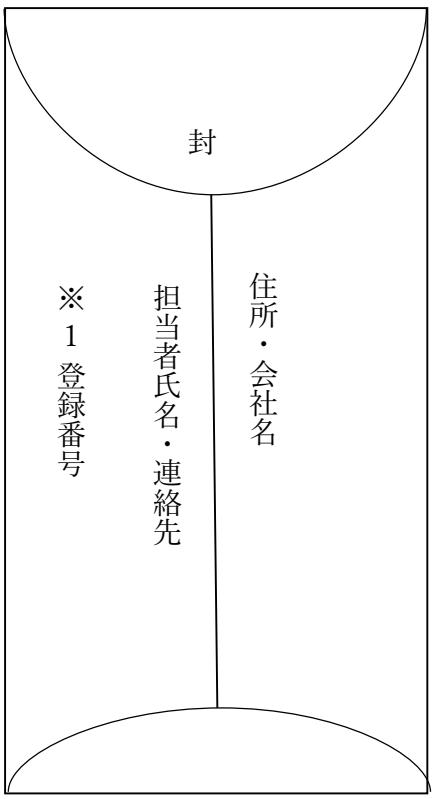
表面【見積書に押印する場合】

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿
（「令和８年度虎ノ門マスターズビルに係る損害保険（３年間）」見積書）

表面【見積書の押印を省略し、持参または書留郵便で提出する場合】※2

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦　殿
（「令和８年度虎ノ門マスターズビルに係る損害保険（３年間）」見積書）
押印省略

裏面



※1　当機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。
　なお、競争参加資格を申請中の者にあっては「競争参加資格申請中」と記載すること。
　提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取り消しをすることができないので、注意すること。
※2　押印を省略する場合は、電子メールの利用が望ましいが、難しい場合は封筒表面に「(押印省略)」と朱書きすること。

【提出方法分類】

分類	持参・郵送	電子メール
押印有	○	×
押印省略	可　※3	○

※3　可とするが、電子メールが望ましい

別記様式１

提出書類一覧

項目	提出部数	提出資料（カッコ内に資料名称、該当頁等を記入）
２（６）　保険業法（平成７年法律第105号）第３条第５項の損害保険業免許を受けている者であることの証明	いずれか１部	損害保険免許交付書（写） 金融庁ＨＰ「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」 https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html
２（７）　東京都に本支店・営業所等及び保険代理店があることの証明	いずれか１部	ディスクロージャー誌 その他 （　　）
２（８）　財産保険（オールリスク型特約、電気的機械的担保特約を含む）の商品を保有していることの証明	１部	約款 （　　）
２（９）　直近事業年度において、当機構が指定する格付機関において、保険金支払い能力に関して「A」以上の格付を有する証明	いずれか１部	会社案内 格付機関発行資料（写） その他 （　　）
２(10)　直近事業年度におけるソルベンシー・マージン比率が200％以上であることの証明	いずれか１部	有価証券報告書 （　　） その他 （　　）

取扱注意

仕　様　書

1　共通事項

(1) 件名

令和８年度虎ノ門マスターズビルに係る損害保険（３年間）

(2) 保険契約者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　本部長　松村　秀弦

(3) 保険内容

財産保険

(4) 保険期間

令和９年１月 11 日午後４時から令和 12 年１月 11 日午後４時までの３年間

(5) 保険種類及び特約条項の名称は問わない。

(6) 本仕様書記載の補償内容を縮小する特約の付帯は不可とする。

(7) 保険料の支払いは１回払いとする。

2　保険内容

(1) 保険種類

火災保険普通保険約款（同等の保険約款を有する保険商品も可）でオールリスク担保の保険種目とする。なお、火災保険普通保険約款（一般物件用）にオールリスク担保特約を付帯することは可とする。

(2) 被保険者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　本部長　松村　秀弦

(3) 保険目的

被保険者が保有する財産で別紙１「物件概要」のとおり。

なお、保険目的には建物付属物（基礎地下室、畳建具造作、門塀垣、物置車庫付付属建物）を含む。

(4) 担保危険

ア　火災、落雷、破裂・爆発

イ　風災、ひょう災、雪災による損害

ウ　台風、暴風雨、豪雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災により生じた損害

エ　騒じょう、労働争議等に伴う暴力行為若しくは破壊行為による損害

オ　建物外部からの物体の落下、衝突等による損害

カ　建物定着の板ガラスの破損

キ　盗難によって生じた盗取、汚損、破損

ク　給排水設備の事故に伴う漏水等による水漏れによる損害

ケ　ビル付帯設備の電気的又は機械的事故による損害

コ　その他不測かつ突発的な事故による損害

(5) 特約等

①　テロ行為等による損害は対象外

② 地震・噴火・津波による倒壊・火災による損害は対象外

(6) 保険金額

保険目的の種別毎に以下のとおりとする。

金 279,000 千円（再調達価格）

(7)填補限度額

一事故につき保険金額の全額

(8) 免責金額

５万円とする。なお、(4)イについては 20 万円フランチャイズ方式も可とする。

3 その他

(1) 保険代理店は、東京都内で、保険会社が指定するものとする。

(2) 本見積合せによって決定された契約の相手方は、本仕様書に記載された普通保険約款・特別約款・特約条項に基づく保険契約の申込書を直ちに提出すること。

(3) 本業務における生成 AI の取扱いについては、別紙２「受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて」を参照すること。本業務において、発注時点で個人情報等（仕様書別紙２に定める氏名等及び同意取得個人情報を除く。）、第三者の秘密情報及び利用権限のない著作物等以外に発注者が指定する生成 AI への入力等禁止情報はありません。

以 上

物件概要

別紙

保険期間（予定）	始期日	2027年01月11日	（令和9年1月11日）				
	満期日	2030年01月11日	（令和12年1月11日）				
	期間	3 年		月		日 間	
	区分	既存契約更新					
	建物の名称・仮称	虎ノ門マスターズビル					
	物件所在地	東京都	港区虎ノ門				
		都道府県名	区市町村名				
	建築年月	1985年07月		昭和60年7月2日			
	構造	その他（右のとおり）	（	鉄骨鉄筋コンクリート造	）		
	外壁		（		）		
	屋根		（		）		
	階数	地上 8階	地下 1階	建て			
	用法	雑居ビル	（		）		
	テナント	地下1階、1階：飲食店、2階：歯科医院、3階～8階：事務所					
建物情報	各階床面積	1階：92.39㎡		6階：84.80㎡			
		2階：91.28㎡		7階：70.70㎡			
		3階：93.50㎡		8階：53.95㎡			
		4階：93.50㎡		地下1階：106.37㎡			
		5階：93.50㎡					
	延べ床面積	779.99 ㎡					
	取得(予定)価額	千円					
	保険金額	279,000 千円					
	再調達価額	279,000 千円	支払限度額（千円）	仕様書記載のとおり			
	消火設備	スプリンクラー設備なし	屋外消火栓設備なし	その他			
	昇降機	1 台	用途	人荷用			
		台	用途				

	契約者	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　本部長　松村秀弦	
補償範囲	○	ア・イ	(ア)火災・落雷・破裂・爆発・(イ)風災・雪災・ひょう災による損害
オール・リスク	○	ウ	台風・豪雨等による洪水・高潮・土砂くずれ等の水災による損害
	○	エ	騒擾・労働争議に伴う暴力行為若しくは破壊行為による損害
	○	オ	建物外部からの物体の落下・飛来による衝突による損害
	○	カ	建物定着の板ガラスの破損
	○	キ	盗難による窃取・汚損・破損
	○	ク	給排水設備の事故に伴う漏水等による水漏れ損害
	○	ケ	ビル付帯設備の電気的又は機械的な事故損害
	○	コ	その他の不測かつ突発的な事故による損害

受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて

本別紙は、仕様書の一部を構成するものであり、本業務において受注者等が生成 AI を利用する場合の条件及び手続を定めるものである。受注者等は、本業務において生成 AI を利用する場合には、本契約及び仕様書に従い、生成 AI 及び生成物を適正に取り扱わなければならない。

1　目的及び適用

(1) 本別紙は、生成 AI の適切な活用により本業務の効率化及び品質向上を図るとともに、情報漏えい、不正確な出力、第三者の権利侵害その他のリスクを適切に管理することを目的とする。

(2) 本別紙は、受注者（請負者、受託者その他名称を問わず本業務を実施する者をいう。）又は当該受注者から本業務の全部若しくは一部について再委託若しくは下請負を受けた者（これらの者からさらに再委託又は下請負を受けた者を含み、これらを総称して「再委託先等」という。）（以下、「受注者等」という。）が、本業務の遂行手段として自ら契約し、又は管理する生成 AI を利用する場合に適用する。

(3) 本業務において受注者等のいずれも生成 AI を利用しない場合、本別紙別添「生成 AI の取扱いに関する確認書兼誓約書」（以下、「確認書兼誓約書」という。）の発注者への提出は要しない。

2　用語の定義

(1) 「生成 AI」とは、人工知能に関する技術を用いて、利用者による情報の入力又はアップロード（以下、「入力等」という。）に応じ、文章、画像その他の情報を生成する機能を有するシステム、プログラム又はクラウドサービスをいう。

(2) 「生成物」とは、受注者等が生成 AI を利用して得た文章、画像その他の情報をいう。

(3) 「個人情報等」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する個人番号を含む情報をいう。

(4) 「氏名等」とは、発注者の職員及び受注者等の氏名、役職、所属及び業務用連絡先のうち、本業務の遂行に必要なものをいう。

(5) 「同意取得個人情報」とは、発注者又は受注者等が、本人に対し、本業務において生成 AI に入力等すること、その利用目的及び入力等する個人情報の項目をあらかじめ明示し、本人の同意を得た個人情報をいう。ただし、要配慮個人情報及び個人番号を含む情報を除く。

３　生成 AI を利用するための条件及び手続

(1) 受注者等は、本業務の遂行のために生成 AI を利用することができる。ただし、「４　入力等条件」の全てを満たし、「５　利用する生成 AI の安全要件」（以下、「安全要件」という。）の全てに適合する場合に限る。なお、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、安全要件 No.９は適用しない。

(2) 受注者は、生成 AI の利用開始前に、あらかじめ確認書兼誓約書を発注者に提出しなければならないものとし、受注者等は、発注者から当該生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡を受けた後、利用を開始するものとする。なお、受注者による確認書兼誓約書の提出及び発注者による当該連絡又は(4)に基づく発注者の確認若しくは措置は、発注者が生成 AI の安全性又は適合性を保証するものではなく、受注者等の本契約及び本別紙に基づく義務及び責任を免除又は軽減するものではない。

(3) 受注者等が複数の生成 AI サービス又は契約プランを利用する場合、受注者は、それぞれについて安全要件への適合を確認し、生成 AI サービス又は契約プランごとに確認書兼誓約書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(4) 発注者は、確認書兼誓約書の記載内容を確認し、記載内容に不備がある場合又は受注者等による生成 AI の利用が本契約及び本別紙に適合しないと認める場合、受注者等に対し、確認書兼誓約書の修正、当該利用の停止その他必要な措置を求めることができる。

４　入力等条件

(1) 受注者等は、次に掲げる情報を生成 AI に入力等してはならない。

区分	生成 AI に入力等してはならない情報
ア	個人情報等（氏名等及び同意取得個人情報を除く。）
イ	第三者の秘密情報（受注者等が第三者に対して秘密保持義務を負う情報をいう。）
ウ	受注者等が利用する権限を有しない著作物その他第三者の権利の対象となる情報
エ	発注者が生成 AI への入力等を禁止した情報

(2) 氏名等は、議事録の作成その他本業務の遂行に必要な範囲で入力等することができる。

(3) 同意取得個人情報は、本人に明示した利用目的の達成に必要な範囲に限り、生成 AI に入力等することができる。この場合、受注者等は、入力等を行う前に、発注者又は受注者等が、本人に対し、本業務において生成 AI に入力等すること、その利用目的及び入力等する個人情報の項目をあらかじめ明示し、本人の同意を得ていることを確認しなければならない。

（4）発注者は、本業務の内容、情報の性質その他の事情を踏まえ、生成 AI への入力等を禁止する情報を指定することができ、受注者等は、当該指定に従わなければならない。

（5）受注者等は、入力等を行う情報を本業務の遂行に必要な範囲に限定するものとし、入力等可否に疑義がある場合は、当該情報を入力等する前に、あらかじめ発注者に確認するものとする。

5　利用する生成 AI の安全要件

受注者は、自らの責任において、利用規約、サービス仕様、利用環境、設定その他必要な事項を確認し、利用する生成 AI 及びその利用に係る管理体制が次の安全要件に適合することを確認しなければならない。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、No.９は適用しない。

No.	安全要件
1	入力等情報及び生成物が、生成 AI モデルの学習、再学習、追加学習、性能向上及びサービス改善に使用されないこと。
2	入力等情報及び生成物が、本業務の遂行に必要な範囲を超えてサービス提供者又は第三者に使用又は提供されないこと。
3	入力等情報及び生成物が、物理的又は論理的に他の利用者から分離して管理され、閲覧、取得又は使用されない環境であること。
4	入力等情報及び生成物が、通信時及び保存時の暗号化その他の技術的措置により、第三者による不正なアクセス、漏えい、改ざん又は滅失から適切に保護されること。
5	受注者等が組織として管理するアカウント（事業者向けの契約に基づくものに限り、個人の利用を前提とするプラン又は利用規約の内容を個別に確認することができないサービスに係るものを除く。）を使用し、利用者及びアクセス権限を本業務に必要な者及び範囲に限定するとともに、適切な認証管理が行われていること。受注者等は、生成 AI の利用者の一覧を作成し、本業務の期間中これを最新の状態に保持すること。
6	生成 AI サービス上における入力等情報及び生成物の保存の有無、保存場所及び保存期間が明確であり、保存されない設定又は本業務の遂行に必要な最小限の期間に限り保存され、当該期間の経過後若しくは本業務終了後に削除される設定若しくは運用となっていること。ただし、次に掲げる情報については削除を要しない。この場合、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いないこと。 （ア）受注者等又はサービス提供者が、法令遵守、セキュリティ確保その他これらに準ずる目的で保持する情報であって、受注者等が削除することができない情報 （イ）生成 AI サービスの機能若しくは仕様又は情報の管理単位により、本業務に係る情報を合理的に区分して削除することが困難な情報

No.	安全要件
7	サービス上の利用履歴等の記録により、サービス所定の保存期間内に利用状況を確認できること。
8	入力等情報及び生成物を本業務の遂行に必要な範囲でのみ取り扱い、本業務以外の目的で使用し、又は発注者の承諾なく第三者に提供しないために必要な管理が行われていること。
9	再委託先等に生成 AI を利用させる場合に、当該利用が本契約に反しないことを確認するとともに、当該再委託先等に本項の安全要件を遵守させるために必要な管理が行われていること。
10	事故、本項の安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合に、直ちに生成 AI の利用を停止し、速やかに発注者に報告するための体制が整備されていること。
11	利用規約、契約プラン、利用環境、設定等の変更を把握し、変更後の利用開始前に No.1 から No.10 の安全要件への適合を再確認するための管理が行われていること。

6　生成物の確認及び利用

(1) 受注者等は、生成物を本業務に係る判断、処理、成果物の作成、発注者への提出物の作成その他本業務の遂行に利用する場合、自らの責任において、その内容及び利用の適否を確認し、必要な修正を行わなければならない。

(2) 受注者等は、生成物のみに基づいて本業務に係る判断その他の業務遂行を行ってはならない。

(3) 受注者等は、生成物に虚偽若しくは誤り、第三者の著作権その他の権利を侵害する内容、偏見及び差別を含む内容又は本業務に不適切な内容が含まれていないことを確認しなければならない。

(4) 受注者等は、(1)から(3)までの確認の結果、生成物に修正を加えずに、成果物、発注者への提出物その他発注者に提示する資料等に使用する場合、生成 AI を利用して作成した旨を当該成果物等に明記しなければならない。

(5) (4)の明記は、受注者等の本業務に関する義務及び責任を免除又は軽減するものではない。

7　適合状態の維持、変更時の対応及び利用終了

(1) 受注者は、生成 AI の利用期間中、安全要件への適合状態を維持するとともに、再委託先等に維持させなければならない。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、安全要件 No.9 は適用しない。

(2) 利用規約、契約プラン、利用環境、設定その他安全要件への適合に影響する事項に変更があった場合、受注者は、変更後の生成 AI 利用開始前に、安全要件への適合状態を再確認しなければならない。

(3) 受注者等は、(2)の再確認により、安全要件への適合を確認できない場合、当該生成 AI を利用してはならない。

(4) 受注者は、(2)の再確認の結果、確認書兼誓約書の「１　基本情報及び利用する生成 AI」の記載内容に変更が生じる場合、変更後の利用開始前に、変更後の確認書兼誓約書を発注者に再提出しなければならない。受注者等は、発注者から変更後の内容で当該生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡を受けた後に、利用を開始する。

(5) 生成 AI の利用を終了した場合、受注者等は、安全要件 No.６記載の運用に従い、生成 AI サービス上の入力等情報及び生成物を削除し、又は削除されることを確保しなければならない。なお、同 No.６に定める受注者等が削除を要しない情報については、削除対象に含まないが、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いてはならない。

(6) 受注者は、発注者から求めがあった場合、再委託先等による利用を含む生成 AI の利用状況、安全要件への適合状況及びこれらの確認方法を説明し、必要な資料を提示しなければならない。

８　事故、不適合等への対応

(1) 受注者は、事故、安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合、直ちに生成 AI の利用を停止し又は再委託先等に利用を停止させ、発生した事象、影響範囲及び講じた措置を速やかに発注者に報告しなければならない。

(2) 受注者は、発注者の求めに応じ、必要な調査、是正、影響拡大の防止、再発防止その他の対応を行わなければならない。

(3) 受注者は、発注者から求めがあった場合、安全要件への適合を確認した方法、事故等への対応状況を説明し、必要な資料を提示しなければならない。

９　再委託

(1) 受注者は、再委託先等に生成 AI を利用させる場合、当該利用が本契約及び本別紙に反しないことを確認した上で、当該再委託先等に本別紙及び確認書兼誓約書に定める受注者の義務と同等の義務を課し、これを遵守させなければならない。

(2) 再委託先等による生成 AI の利用及び生成物の取扱いについて、受注者は、自ら行った場合と同様に、本契約及び本別紙に基づく責任を負う。

(3) 受注者は、再委託先等が利用する生成 AI についても、その利用開始前に、当該再委託先等を明記した確認書兼誓約書を提出しなければならない。

10　成果物としての生成 AI システムとの関係

(1) 発注者が利用することを目的として、本業務の成果物として生成 AI システムを構築又は導入する場合であっても、受注者等が本業務の遂行手段として別の生成 AI を利用するときは、その利用に本別紙を適用する。

（2）成果物として構築又は導入される生成 AI システムそのものの仕様、利用条件、検証及び導入後の運用管理については、仕様書その他発注者が定める条件による。

11　本別紙への違反等

受注者等が本別紙又は確認書兼誓約書に違反した場合、発注者は、生成 AI の利用停止、是正、再発防止策の提出その他必要な措置を求めることができる。この場合において、発注者は、本項に定める措置に加え、本契約に基づく解除、損害賠償請求その他の権利を行使することができる。

以　上

生成 AI の取扱いに関する確認書兼誓約書

本確認書兼誓約書（以下、「本書」という。）は、仕様書別紙「受注者等が生成 AI を利用する場合における取扱いについて」（以下、「仕様書別紙」という。）に基づき、受注者等が本業務において生成 AI を利用する場合に、利用する生成 AI 及び安全要件への適合状況を受注者が確認するとともに、仕様書別紙に定める条件及び手続を遵守することを誓約するものです。

1　基本情報及び利用する生成 AI

契約件名	
受注者名	
生成 AI サービス名	
提供事業者	
契約プラン	
基盤モデル（モデルの名称（系列））	
本業務における利用期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
再委託先等	再委託先等による利用：☐ 無　☐ 有 （会社名称：　　）

複数の生成 AI サービス又は契約プランを利用する場合は、サービス又は契約プランごとに本書を作成するものとします。基盤モデルを複数のモデルから選択可能なサービスを利用する場合は、本業務で利用するモデルを記載してください。また、再委託先等が生成 AI を利用する場合、受注者は、当該再委託先等に係る別葉の確認書兼誓約書を提出するものとします。

2　安全要件への適合確認

受注者は、自らの責任において、利用規約、サービス仕様、利用環境、設定その他必要な事項を確認してください。利用する生成 AI 及びその利用に係る管理体制が以下の安全要件に適合していることを確認した上で、確認結果欄の「適合」にチェックしてください。ただし、再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、No. 9 の「該当なし」にチェックしてください。

No.	安全要件	確認結果
1	入力等情報及び生成物が、生成 AI モデルの学習、再学習、追加学習、性能向上及びサービス改善に使用されないこと。	☐ 適合
2	入力等情報及び生成物が、本業務の遂行に必要な範囲を超えてサービス提供者又は第三者に使用又は提供されないこと。	☐ 適合
3	入力等情報及び生成物が、物理的又は論理的に他の利用者から分離して管理され、閲覧、取得又は使用されない環境であること。	☐ 適合
4	入力等情報及び生成物が、通信時及び保存時の暗号化その他の技術的措置により、第三者による不正なアクセス、漏えい、改ざん又は滅失から適切に保護されること。	☐ 適合
5	受注者等が組織として管理するアカウント（事業者向けの契約に基づくものに限り、個人の利用を前提とするプラン又は利用規約の内容を個別に確認することができないサービスに係るものを除く。）を使用し、利用者及びアクセス権限を本業務に必要な者及び範囲に限定するとともに、適切な認証管理が行われていること。受注者等は、生成 AI の利用者の一覧を作成し、本業務の期間中これを最新の状態に保持すること。	☐ 適合

No.	安全要件	確認結果
6	生成 AI サービス上における入力等情報及び生成物の保存の有無、保存場所及び保存期間が明確であり、保存されない設定又は本業務の遂行に必要な最小限の期間に限り保存され、当該期間の経過後若しくは本業務終了後に削除される設定若しくは運用となっていること。ただし、次に掲げる情報については削除を要しない。この場合、受注者等は、本業務における生成 AI の利用終了後、当該情報を本業務以外の目的で利用し、又は生成 AI による新たな処理に用いないこと。 （ア）受注者等又はサービス提供者が、法令遵守、セキュリティ確保その他これらに準ずる目的で保持する情報であって、受注者等が削除することができない情報 （イ）生成 AI サービスの機能若しくは仕様又は情報の管理単位により、本業務に係る情報を合理的に区分して削除することが困難な情報	□ 適合
7	サービス上の利用履歴等の記録により、サービス所定の保存期間内に利用状況を確認できること。	□ 適合
8	入力等情報及び生成物を本業務の遂行に必要な範囲でのみ取り扱い、本業務以外の目的で使用し、又は発注者の承諾なく第三者に提供しないために必要な管理が行われていること。	□ 適合
9	再委託先等に生成 AI を利用させる場合に、当該利用が本契約に反しないことを確認するとともに、当該再委託先等に本項の安全要件を遵守させるために必要な管理が行われていること。	□ 適合 □ 該当なし
10	事故、本項の安全要件への不適合又はこれらのおそれを把握した場合に、直ちに生成 AI の利用を停止し、速やかに発注者に報告するための体制が整備されていること。	□ 適合
11	利用規約、契約プラン、利用環境、設定等の変更を把握し、変更後の利用開始前に No. 1 から No. 10 の安全要件への適合を再確認するための管理が行われていること。	□ 適合

3　受注者の確認及び誓約

・受注者は、本書の記載内容が真実かつ正確であり、利用する生成 AI が本書「2　安全要件への適合確認」（以下、「適合確認」という。）に掲げる安全要件に適合していることを確認するとともに、生成 AI の利用に当たり、仕様書別紙に定める条件及び手続を遵守します。再委託先等に生成 AI を利用させる場合は、仕様書別紙「9　再委託」に定めるところにより、当該再委託先等にも遵守させます。（再委託先等に生成 AI を利用させない場合は、適合確認 No. 9については「該当なし」となります。）
・受注者は、生成 AI に入力等する情報を本業務の遂行に必要な範囲に限定し、仕様書別紙「4　入力等条件」(1)に定める生成 AI に入力等をしてはならない情報を入力等しないことを誓約します。
・受注者は、同意取得個人情報を生成 AI に入力等する場合、仕様書別紙「4　入力等条件」(3)に定める確認を行うとともに、当該確認に係る記録を保持し、発注者の求めに応じて提示します。
・本書の提出及び発注者による生成 AI の利用を開始して差し支えない旨の連絡又は仕様書別紙「3　生成 AI を利用するための条件及び手続」(4)に基づく発注者の確認若しくは措置は、発注者が生成 AI の安全性又は適合性を保証するものではなく、受注者等の本契約及び仕様書別紙に基づく義務及び責任を免除し、又は軽減するものではないことを確認します。

以上について確認し、誓約します。

提出日	令和　　年　　月　　日
商号又は名称	
代表者氏名	印
作成者 （担当部署/氏名）	担当部署： 氏名：
連絡先 （電話番号/メールアドレス）	電話番号： メールアドレス：